

特殊車両の取締りを行いました

～違反車両5台の運転手を指導～

室蘭開発建設部では、道路を違法に利用している車両を排除し適正な利用を促進するため、下記のとおり特殊車両（一定の重さ・大きさを超える大型車両）の取締りを行いました。

計測車両合計10台中5台で違反を確認したため、当該車両の運転手に対し指導を実施しました。

無許可又は通行許可条件に違反した特殊車両は、交通上の支障となり重大な事故を引き起こす可能性がある上、橋・路面舗装損傷や、道路附属物破損を起こす一因となっています。

特に、重さを違法に超過した車両が道路の劣化に与える影響は非常に大きく、国土交通省では「道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針」（※）に基づき、違反者対策の強化を進めています。

室蘭開発建設部では、皆様に安心して道路を使っていただけるよう、今後も特殊車両の取締りを進めていきます。

記

- 実施日時 令和8年7月 6日（月） 13:30 ～ 15:30
一般国道36号 室蘭車両計測所（登別市富浦）
令和8年7月14日（火） 13:30 ～ 14:15（雨天切り上げ）
一般国道36号 植苗車両計測所（苫小牧市植苗）
令和8年7月23日（木） 13:30 ～ 15:30
一般国道36号 植苗車両計測所（苫小牧市植苗）
- 取締結果 （計 測 車 両）10台 うち違反車両 5台
（措置内容（及び違反内容）） 警 告 書（許可証不携帯）1台
警 告 書（連結違反）1台
警 告 書（無 許 可）1台
措置命令書（重 量 違 反）2台

※「道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針」は国土交通省ホームページに掲載しています。

https://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_000420.html

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 室蘭開発建設部 電話 0143-25-7042
公物管理課 課長 山岸 丈洋 （内線 341）
公物管理課 上席専門官 橋場 浩一 （内線 343）

室蘭開発建設部ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/mr/>

取締り状況

運転手対応状況



掲載車両は違反車両ではありません。

計測状況



掲載車両は違反車両ではありません。

特殊車両指導取締 実施箇所図(富浦)

場 所： 登別市富浦3丁目3
室蘭開発建設部
室蘭車両計測所



(出典: 国土地理院地図)

※地図上は富浦車両計測所になっていますが、正式名称は室蘭車両計測所になります。

【問合せ先】

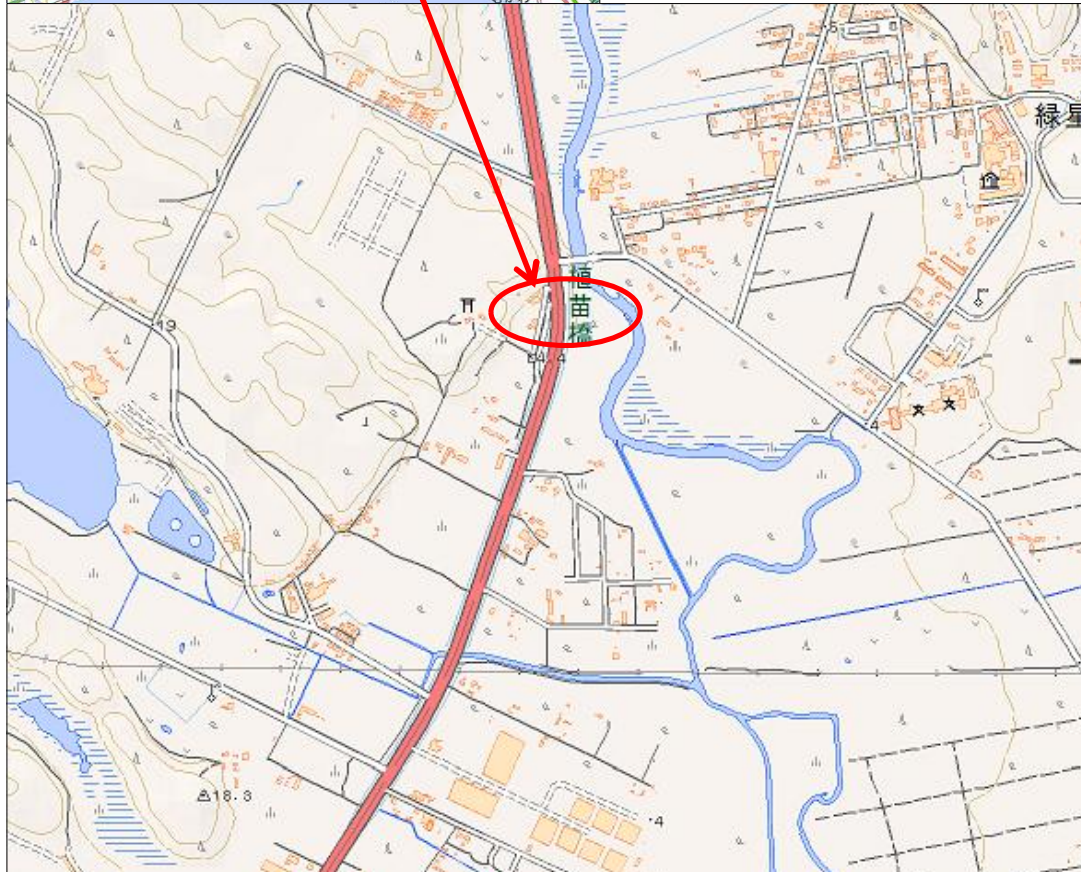
北海道開発局 室蘭開発建設部 公物管理課
TEL 0143-25-7042

公物管理課長	山岸 丈洋(内線341)
上席専門官	橋場 浩一(内線343)

特殊車両指導取締 実施箇所図(植苗)



【場所】
苫小牧市字植苗175
室蘭開発建設部
ウエナエ
植苗車両計測所



(出典: 国土地理院地図)

【問合せ先】

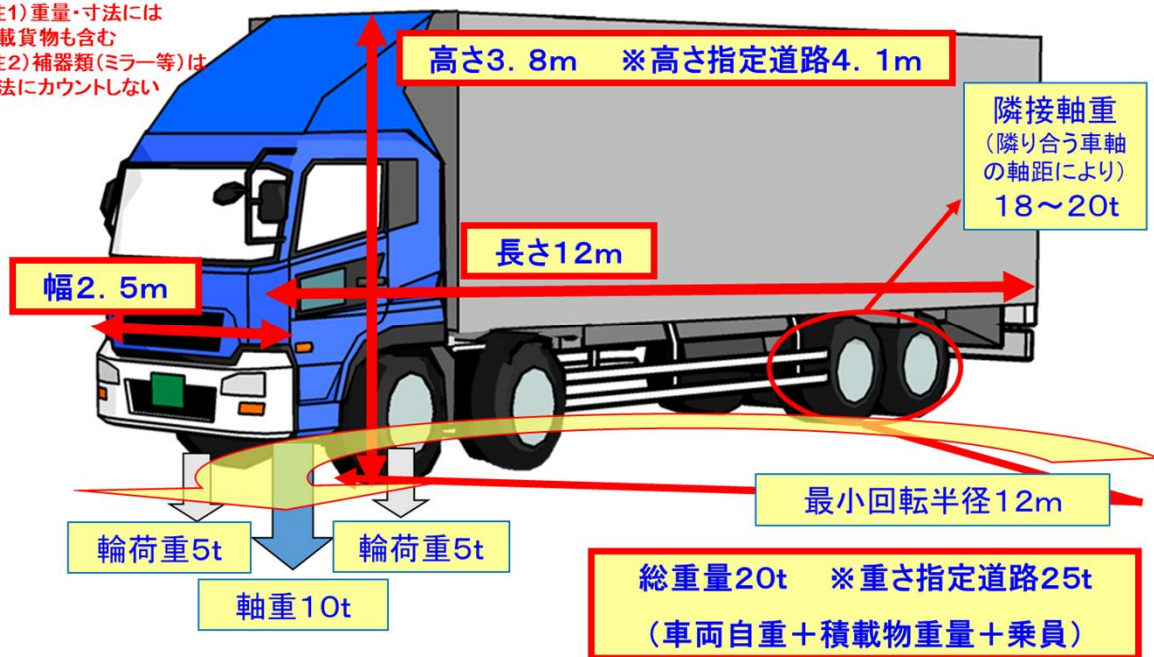
北海道開発局 室蘭開発建設部 公物管理課
TEL 0143-25-7042

公物管理課長	山岸 文洋(内線341)
上席専門官	橋場 浩一(内線343)

特殊車両通行制度と申請窓口のご紹介 (R8.4.1時点)

1 自由通行できる一般的制限値(道路法第47条第1項、車両制限令第3条)

(注1)重量・寸法には
積載貨物も含む
(注2)補器類(ミラー等)は
寸法にカウントしない



原則、上記数値(貨物含む)のうち1つでも超えると“特殊車両”となり、
通行には「通行許可」又は「通行可能経路の確認回答」が必要です！

2 特殊車両「通行許可申請」又は「通行可能経路の確認」窓口

①特殊車両「通行許可」申請手続きに係る相談

札幌開発建設部 特殊車両通行許可申請窓口 (土日祝除く8:30~17:15)

電話 011-611-4160 FAX 011-611-4162

E-Mail hkd-sp-info-tokusya@mlit.go.jp

住所 〒060-8506 札幌市中央区北2条西19丁目(4階北側)

②特殊車両「通行許可」オンライン申請システム全般(操作・意見要望等)

特車運用事務局 (関東地方整備局内：土日祝除く9:15~18:00)

電話 048-601-3223

E-Mail ktr-tokusya-info@mlit.go.jp

特車ポータルサイト <https://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/> 【重要！】

特殊車両通行ハンドブック(2025.4月版) 【制度や手続等。必携です！】

https://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000783880.pdf

特車ポータルサイト
特車通行確認・特車通行許可
特殊車両通行申請手続き

③特殊車両「通行可能経路の確認」(特車通行確認制度の全て)

特車登録センター ((一財)道路新産業開発機構 (HIDO) ※

特車登録センター
HIDO 一般財団法人 道路新産業開発機構
Highway Industry Development Organization

土日祝除く9:00~17:30 ※道路法第48条の46第1項に基づく指定登録確認機関

電話 0120-161-948 (トウロクトクシャ)

E-Mail hido-tks-info@tks.hido.or.jp

特車確認制度HP <https://www.tks.hido.or.jp/> 【即日通行が可能です！】

特殊車両 通行**確認**制度 運用開始



無料でお試し検索!

・特殊車両通行確認制度のご利用はこちらへ

HIDO 特車



で検索!

・制度や操作方法などのお問合せはこちらへ



TEL 0120-161-948 (トウロクトクシャ)



国土交通省